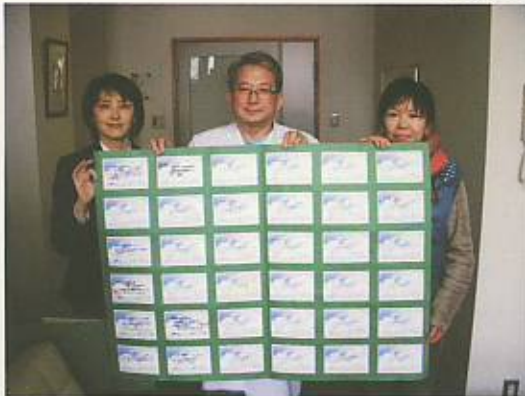


救急医療への感謝 メッセージ大募集

感謝の気持ちを届ける



能代山本地域内の救急医療従事者の皆さまに対し、今後の励みとし、さらに活躍していただけるようにと、のしろ市民活動まつり実行委員会の大谷美帆子委員長（おらほの産科小児科を守る会代表）と安食知佳子事務局長（能代市市民活動支援センターアドバイザー）が1月28日、能代市檜山の老人保健施設「友楽苑」内の能代市山本郡医師会を訪れ、山須田健会長に「地域の救急医療を担う皆さまへの感謝のメッセージ大募集」で寄せられたメッセージカードを贈りました。

このプロジェクトは、地方の医師不足が全国的に深刻化しているなかで、特に過酷と言われている救急医療の現場では、医療機能を担いきれていない状況に陥っている事例が出てきている現状を考えようと、のしろ市民活動まつりで企画されました。まつり期間中はもとより、終了後も記入用カードを当センターに設置、あるいはホームページ上でダウンロードできるようにして市民の皆さまや当センター登録団体からメッセージを募集しました。

メッセージカードには「冷静な対応に安心できました」「私たちが安心して生活できるのもいざという時にお医者さんが能代にいてくださるおかげです」など感謝の言葉がこぼれ出ており、受け取った山須田会長は「やりがいが一層感じられ、意識が高まります」と述べていました。

今後能代市内の救急指定病院3か所を巡回して掲示される予定です。



センターからのお知らせ

県山本地域振興局が管内NPO紹介の冊子を作成

県山本地域振興局はこのほど管内のNPO法人と市民活動団体の活動内容等を取りまとめた冊子「能代山本地域NPO法人&市民活動団体ガイドブック～みなさんの活動を応援します～」(A4判 60ページ)を作成しました。

内容は県の協働活動強化支援事業によって平成25年5月から10月にかけて聞き取り等を実施し取りまとめたもので、設立目的、主な活動分野、活動内容・PR、イベント、会員数、入会費、年会費、代表者、活動地域、所在地、ホームページといった情報を掲載しています。

この冊子の団体情報については、県公式 Web サイト「美の国あきたネット」(<http://www.pref.akita.lg.jp/>>組織別案内>地域振興局>山本地域振興局>山本地域振興局 総務企画部>地域づくり情報>能代山本地域NPO法人&市民活動団体ガイドブック)でも閲覧できるようになっています。

希望者には県山本地域振興局総務企画部地域企画課(TEL.0185-55-8004)または当センターにおいて無料で配布しております。





このほど秋田県が発行したNPOのためのガイドブック『NPOの便利帳 2013』から「入門編」と「法人設立編」を取り上げ、NPOに関する基礎知識についてシリーズでお伝えします。今回は「Q6【法人設立編】NPO法人になるための手続きは？ 1. 設立の認証申請から登記完了の届け出までの手順」です。

申請者…発起人会を経て法人設立の意志を固める

申請書類の作成（発起人会・役員予定者等で検討）



相談（秋田県及び県内NPO支援センター等）



設立総会開催（設立の意思決定、認証申請書類の確認および設立時の財産等の確認など）



設立総会議事録作成

①秋田県へ申請書を提出する



申請書提出から1か月未満であれば、軽微な不備の場合に限って補正できる。



所轄庁は申請者に対し 申請書を受理したのち、関係書類の縦覧期間（2か月）を含め4か月以内に認証・不認証を決定し通知する。不認証の場合にはその理由も書面にて通知する。

②NPO法人設立認証決定通知を受け取る

↓ 2週間以内に

法人設立日が決定

③法務局で設立登記をする

主たる事務所の所在地の法務局で登記。提出後数日で（書類の不備等がなければ）法務局から設立登記完了の知らせがある。

（6か月以内に登記をしないときは所轄庁は設立認証を取り消すこともできる）

↓その後、速やかに！

④秋田県へ登記完了届を提出する

- 必要書類
- ①設立登記完了届出書
 - ②設立当初の財産目録（2部）
 - ③登記事項証明書（法務局が発行する現在事項全部証明書）の原本とコピー
 - ④認証通知の写し（県発行のもののコピー）

設立登記のための書類

1. NPO法人設立登記申請書
 2. 定款
 3. 設立認証書（所轄庁発行のもの）
 4. 理事の就任承諾書（人数分）
 5. 資産の総額を称する書面（財産目録）
 6. 委任状（代理人が登記をする場合のみ）
- ※2～5は原本証明をしたコピーでよい

能代市市民活動支援センター主催・共催事業のご案内

NPO法人を取り巻く環境講座第2回 設立するならどれ？知っておきたい法人格の基礎知識

株式会社、合同会社といった営利法人や社団法人、特定非営利活動法人（NPO法人）といった非営利法人など法人格にはさまざまな形態があります。

法人格の取得にあたって「自分たちがやろうとしている活動にどれが最適なのか」「違いがよくわからない」とその選択で悩んでいる方は決して少なくありません。どれを選択するかは、事業の目的や設立後の運営面を考慮してよく検討することが大切です。

そこで、それぞれのメリットやデメリット、どのような流れで設立するのかなどについて解説していただきます。
 ○法人格を取得する意義 ○法人の種類と特徴 ○法人設立の体験談（一般社団法人秋田白神コミュニケーションセンター／特定非営利活動法人ミライ10） ○質疑応答

日時：2月22日（土）13:30～15:30 場所：能代市中央公民館 第2研修室 講師：行政書士／三木行政書士事務所 三木茂氏 対象：法人の設立を検討している団体および個人その他関心のある方 定員：20名 参加費：無料

